

■令和元年度モンゴル国共同研究（商取引法関連第2回）を実施しました。

令和元年10月14日（月）から同月18日（金）までの間、法務省赤れんが棟及び国際法務総合センターにおいて、モンゴル国共同研究（商取引法関連第2回）を実施しました。

モンゴルでは、現在、民法典の中に商行為に関する規定を取り入れており、商法典は存在しないことから、更に市場経済を活性化させ、発展させるため、商法典を制定することを検討しています。

今回の共同研究は、昨年度に引き続き、商取引法に関する知見を深めることなどを目的として実施したもので、モンゴルの法務・内務省職員、裁判官、モンゴル国立大学法学部教授など、合計10名の研究員を日本にお招きして実施しました。

この共同研究では、講師の先生方に、日本の法人登記制度や商法の講義、民法改正時の議論に関する講義、さらには、消費者法の歴史と消費者概念に関する講義や証明責任に関する講義を行っていただきました。



【桜美林大学大学院経営学研究科教授齋藤隆夫先生による講義風景】



【東京大学名誉教授、長島・大野・常松法律事務所弁護士伊藤眞先生による講義風景】



【深山・小金丸法律会計事務所弁護士深山雅也先生による講義風景】



【東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授後藤元先生による講義風景】



【同志社大学大学院司法研究科教授，東京大学名誉教授
山下友信先生による講義風景】



【立命館大学法学部法学科教授谷本圭子先生による講義風景】

また，公益財団法人国際民商事法センターとともに実施した公開セミナーでは，研究員から，

モンゴルの商業登記制度や民事裁判手続に関して発表がありました。



【モンゴル国立大学法学部・私法学部講師ブヤンヒシグ・バトエルデネ先生の発表風景】



【チンゲルテイ区第一審裁判所バヤルマー・ニャムドール判事の発表風景】

研究員からは、本共同研究について、「面白くて新しい情報が含まれた共同研究だった。」「講義で聞いたことは、モンゴルで役立つものだった。」「これまで気付いていなかったことが講義に含まれていて感謝している。」「これまで疑問に思っていた点を聞く機会があったので感謝している。」などとの感想をいただきました。

この共同研究に御協力いただきました講師の先生を始め、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。